

区割り基本方針について  
— 区割り基本方針検討専門委員会における議論の状況報告 —

区割り基本方針検討専門委員会委員長 矢田俊文

当委員会では、道州の区域についての透明性のある基準及び基本方針について、検討を行っているところ。

道州制ビジョン懇談会中間報告に掲げられた道州制を定める際の以下の4つの考慮事項

- ① 経済的・財政的自立が可能な規模
- ② 住民が帰属意識をもてるような地理的一体性
- ③ 歴史・文化・風土の共通性
- ④ 生活や経済面での交流

がいずれも重要な事項であることについては、当委員会においても共通認識が見られた。

その際、

- 4つの考慮事項を全て完全に満たすことは困難であり、実際に区割り案を示す段階になれば、①の要素よりも③の要素が強く求められることになるだろうとの意見
  - 具体の区割りの線を引くことはいつでも実務的にはできるが、それでは意味がなく、全国の地域の歴史、風土、帰属意識などを考慮し、じっくりと議論を行うことが必要との意見
- などがあった。

道州の区割りは、今後の我が国の中央・地方を通じた政府のあり方や地方自治制度の根幹を構築する基盤となるものであり、その検討を行う際には、社会経済的条件、地理的条件、歴史的條件、文化的條件などの諸條件を総合的に勘案する必要があるため、慎重に議論を行うことが重要であると考えます。

また、道州の区域を定める際のプロセスとして、道州制ビジョン懇談会中間報告では、次の3つの事項が掲げられているところである。

- ① 道州の区域設定にはその道州の住民の意思を可能な限り尊重すること
- ② 道州の区域設定は法律によること
- ③ 道州制移行後においても道州の区域の修正を可能とすること

これに関して、道州の区域は、一定の基準に従ってア prioriに決定されるものではなく、国民が納得できる民主的プロセスを経て決定されることが極めて重要であるとの意見があった。

最後に、道州制の理念と目的、国・道州・基礎自治体それぞれの役割と権限、推進組織、導入の実施時期等を定めることを想定したいわゆる「道州制基本法（仮称）」においては、道州の区割りに関して、道州の区域を定める際の考慮事項といった基本的事項を定めるにとどめるべきと考えます。

道州の区域を定める具体の作業については、道州制基本法制定後、同法に基づき検討し、確定される詳細な制度設計を前提に、住民や地方自治体の意見を十分反映しながら最終的な段階で進めることが重要であると考えます。